

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 ＜1.5時間・5時間・4時間＞受講申込書

受講するコースに○をつけて下さい。

1. 1.5時間コース(フルハーネスを用いて6ヵ月以上従事した経験を有する者)
2. 5時間コース (胴ベルトを用いて6ヵ月以上従事した経験を有する者)
3. 4時間コース (胴ベルトを用いて6ヵ月以上従事した経験で
足場の組立て等特別教育又はロープ高所作業特別教育修了者)

下記、太枠内を全てご記入ください。

写真(カラー)

3.0×2.4 cm

裏面に氏名を
記入してのり
づけ(1枚)

(表面)

※申請前6ヵ月
以内に撮影した
上三分身正面脱
帽のもの。

※受付 番号		受講年月日	平成 年 月 日
フリガナ		申込み内容 について事 実と相違あ りません。	生 年 月 日
氏 名		昭和 平成	年 月 日 (歳)
現住所	〒 _____	受講票等の送付物は所属事業場宛に送付します。 現住所に送付希望の方のみチェック下さい <input type="checkbox"/>	
所 属 事 業 場	会 社 名	会員(いずれかに○をつけてください)	
	住 所	・ 建災防熊本県支部 [建設業許可番号: _____]	
	電 話	・ 鷹工業組合 ・ 左官協同組合	
	F A X 担 当 者	・ 管工事組合 ・ 電気工事組合 ・ 法面保護協会 ・ 非会員(上記以外)	
当 該 業 務 の 経 験 の 有 無	受 講 資 格	(該当するものに☑を付けること) 受講日時点において、高さが2m以上の箇所作業床を設けることが困難なところにおける作業に、 <input type="checkbox"/> フルハーネス型安全帯を用いて6ヵ月以上従事した経験を有するもの(1.5時間) <input type="checkbox"/> 胴ベルト型の安全帯を用いて6ヵ月以上従事した経験を有するもの(5時間・4時間) ※4時間コースの場合は、『足場の組立て等特別教育』又は『ロープ高所作業特別教育』の修了証を添付すること 上記記載の作業経験に相違ないことを証明します。	
	事 業 主 証 明 (受講者が事業主または一人親方(個人)の場合は第三者の方の署名・捺印が必要です。)	所 属 住 所 氏 名	印
助成金(詳細裏面) ※1.5時間コースは対象外	・ 申請する ・ 申請しない (どちらかに○)	CPDS 受講証明(詳細裏面)	要 不要 (どちらかに○)

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

協会使用欄	
修了証番号	
修了証交付日	平成 . .
受 講 日	自) . .
	至) . .
講 習 時 間	学科 時間
	実技 1.5 時間
受 講 料	円
委 託 費	円

必要事項をご記入の上、

①受講料及びテキスト代、②本人確認書類、と一緒に下記までご持参
いただくか、郵送にてお申し込みください(郵送の場合、①をお振込み
の上、②と領収証コピーをご送付ください)。

建設業労働災害防止協会 熊本県支部

〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-6-4

電 話 096-371-3700 FAX 096-364-2020

振 込 先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

建設労働者確保育成助成金（技能講習一経費助成・賃金助成）

建設労働者確保育成助成金とは、建設事業主が建設労働者に対する雇用改善等の措置について、国がその経費と賃金の一部を助成する制度です。

「技能講習一経費助成・賃金助成」は、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費と賃金の一部を助成します(申請先：管轄の労働局)。

● 留意事項

支給資格は、下記の要件(①～③)を全て満たす場合です。

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、又は常用労働者数300人以下の建設事業所であり、労働保険の雇用保険に加入していること
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、12/1000であること。(平成30年度)
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者である者が受講し、かつ受講当日の賃金が支払われていること。

● 助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください)

- ・経費助成・・・支給対象経費の45%～90%
- ・賃金助成・・・一人あたり日額6,650円～9,600円

● 手続きについて

申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。

支給申請書を講習終了後2か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。支給申請書類は講習最終日にお渡しいたします。

CPDS 学習履歴の証明について

CPDSとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名：継続教育)。

●対象者： CPDS加入者(個人)

●手続きについて (CPDS受講証明が必要な場合)

申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。

講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。